

国の重点支援地方交付金活用事業 中小企業等エネルギーコスト対策 設備更新事業補助金 (通称：エネコス補助金)

物価・エネルギー価格高騰に立ち向かう市内事業者を支援！
省エネ設備への更新費用を **最大 300 万円 (補助率 2/3)** 補助します

◆事業の目的

国の重点支援地方交付金を活用し、物価・エネルギー価格高騰下における市内中小企業の経営強化を図ります。省エネ設備への更新によるコスト削減を支援するとともに、市内事業者からの調達を促進することで、地域経済の循環と活性化を目指します。

◆補助金の主な内容

チラシの裏面もご覧ください

項目	内容
補助対象者	市内に事業所を有する会社、法人、個人事業者 ※要件あり
対象事業	市内事業所における既存設備の更新事業（総額 30 万円以上） ※ 市内事業者から調達する場合があります。
対象設備	空調、照明、冷蔵・冷凍庫、給湯器、ボイラ、変圧器など ※要件あり
対象経費	設備本体の購入費および工事費（税などを除く）
補助率	対象経費の 2/3 以内
補助上限額	300 万円 ※ R4 年度の類似事業の補助金受給者は、上限額が異なる場合があります。

◆事業スケジュール

【申請受付開始】 令和 8 年 4 月 1 日 (水) ※一次募集期限は令和 8 年 6 月 30 日 (火) です。
【実績報告期限】 令和 9 年 2 月 15 日 (月)

一次募集終了時点で予算上限額に達しないときは、二次募集を行う場合があります。
なお、6 月 30 日前であっても、申請状況により、募集を終了する場合があります。

～ お問い合わせ・詳細情報 ～

魚沼市産業経済部 商工課

TEL 025-792-9753

e-mail shoko@city.uonuma.lg.jp

▼対象要件の詳細や申請書のダウンロードは市ホームページへ！

ページ ID 検索

38277

表示



◆対象事業者

- 市内に住所及び主たる事業所を有する個人事業者（青色申告者に限る）
- 市内に本店または主たる事務所を有する法人（中小企業者、事業協同組合、企業組合、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、森林組合、生産森林組合、農事組合法人、学校法人）

【主な要件】

- ・令和7年3月31日までに市内で事業を開始し継続して事業を営む者で、補助金交付後も事業を継続する意思がある者
- ・補助事業の効果の報告や稼働状況の現地確認など市の調査等に協力を約束できる者
- ・市税を滞納していない者 など

◆対象事業

市内の事業所内において既存設備を更新する事業で、一定の要件を満たすもの


【主な要件】

- ・補助対象経費の総額が30万円以上であること。
- ・交付の決定前に、事業に着手していないこと。
- ・事業完了日から30日以内又は令和9年2月15日のいずれか早い日までに実績報告書を提出できること。
- ・更新前後で、設備の規格又は容量が1割を超えて増加しないこと。
- ・市内に事業所、支店又は営業所を有する事業者から調達するものであること など

◆補助対象経費

既存設備を次表の対象設備に更新するための経費を補助対象とします。

なお、間接的な経費（内訳のない「諸経費」、保証・保険料、リサイクル料、カスタマーサービス料、メンテナンス料、ソフトウェア登録・使用料等）、消費税及び地方消費税額は、補助対象外です。

区分	対象設備
1 令和8年度に適用される トップランナー基準 の達成率が 100パーセント以上 である機器のうち、右に記載の機器	<ul style="list-style-type: none"> ・エアコンディショナー ・照明器具 ・電気冷蔵庫 ・電気冷凍庫 ・ガス温水機器 ・石油温水機器 ・変圧器 ・電気温水機器 ・ショーケース <div style="text-align: right;"> <p>省エネラベルの例</p>  </div>
2 経済産業省が行う「 省エネルギー投資促進支援事業(Ⅲ)設備単位型 」において、 製品型番登録 を受けている ユーティリティ設備 のうち、右に記載の設備 詳細は、一般社団法人環境共創イニシアチブのホームページをご確認ください。 https://sii.or.jp/setsubi07r/	<ul style="list-style-type: none"> ・高効率空調 ・産業ヒートポンプ ・業務用給湯器 ・高性能ボイラ ・高効率コージェネレーション ・変圧器 ・冷凍冷蔵設備 ・産業用モータ ・制御機能付きLED照明器具

◆補助金額の計算

【補助率及び補助上限】

補助金の額は、**補助対象経費の3分の2以内**の額とし、**300万円を上限**（1,000円未満の端数は切り捨て）とします。

【⚠️注意事項】

令和4年度において、**魚沼市省エネルギー設備等更新支援事業補助金の交付を受けた者又は交付を受けた者から事業を引き継いだ者については、450万円から当該交付を受けた額を差し引いた額又は300万円のいずれか低い額を上限**とします。